

# 改正建築物省エネ法（小規模非住宅設計者向け）講習会

主催：(一社)高知県建築士事務所協会

令和元年5月17日に改正建築物省エネ法が公布されました。

これにより、300㎡未満の小規模建築物においては、建築士から建築主への省エネ性能に関する説明が義務づけられ、現在公開されている省エネ性能の計算方法に加え新たに簡易計算法の運用も開始されることとなっております。

このことを受けて、小規模非住宅の設計者を対象に改正建築物省エネ法の概要および省エネ性能に係る計算方法のポイント等を解説することにより、令和3年4月の施行(予定)に向けて改正内容の理解を深めるものです。

新型コロナウイルスの感染状況により、今後、国土交通省から講習会中止の要請が出される可能性もありますことを申し添えます。

講習前には必ず当協会HP(<http://www.ksjk.or.jp>)をご確認の上、お越してください。

## 🏠 受講対象者

建築士事務所に所属する職員(会員・非会員)等

## 🏠 開催日時

日時:令和2年11月16日(月) 13:30~17:30

会場:高知県建設会館 4階ホール  
(高知市本町 4-2-15)

定員:40名(先着順)

## 🏠 受講料

無料(会員・非会員共)

## 🏠 講義内容(予定)

DVD講習

改正建築物省エネ法の概要とポイント

規制措置の適用対象および各種手続きについて(適合義務、届出義務、説明義務)

各種計算法の概要、既存建築物の増改築時における省エネ性能の算定方法について  
計算法の解説(モデル建物法、小規模版モデル建物法)

モデル建物法はすでに運用されている計算法、小規模版モデル建物法は新たに運用  
が開始される簡易計算法

主に300㎡未満の小規模非住宅を対象とした改正内容に係る解説をしますが、300㎡  
以上の中規模非住宅を設計した場合の省エネ基準への適合義務制度、および住宅との  
併用建築物における届出義務制度、既存建築物の増改築時における省エネ性能の算定の  
考え方についても解説する予定です。

## 🏠 お問合せ先

(一社)高知県建築士事務所協会

電話:088-825-1231 FAX:088-822-1170

ホームページ:<http://www.ksjk.or.jp>

## 改正建築物省エネ法（小規模非住宅設計者向け）講習会

### 🏠 お申込み方法

下記、申込書を記入の上、FAXしてください。

送信先：(一社)高知県建築士事務所協会 FAX 088-822-1170

・お申込みをいただきましたら、下記の受講票に受付印を押印し「受付済」というFAXを返送しますが、講習会当日お持ちいただく必要はございません。

・お申込み時点で定員に達してありましたら、お電話にてご連絡します。

### 🏠 注意事項

新型コロナウイルスの感染状況により、今後、国土交通省から講習会中止の要請が出される可能性もありますことを申し添えます。

講習前には必ず当協会HP(<http://www.ksik.or.jp>)をご確認の上、お越してください。

#### 【受講申込書】

名 前： \_\_\_\_\_

勤務先名称： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_ FAX番号： \_\_\_\_\_

---

## 改正建築物省エネ法（小規模非住宅設計者向け）講習会

### 【受講票】

日時：令和2年11月16日(月)

受付 13:15～

DVD 講習 13:30～17:30

会場：高知県建設会館 4Fホール

(高知市本町 4-2-15)

#### 【申込先・問い合わせ先】

(一社)高知県建築士事務所協会

〒780-0870 高知市本町 4-2-15 高知県建設会館 3F

電話 088-825-1231 FAX 088-822-1170

受付印【事務局使用欄】